

## 景表法違反で措置命令のティーライフ、一審判決まで命令の執行停止決定

---

健康食品販売のティーライフは、消費者庁より措置命令を受けたことを不服として取消訴訟の提起と命令執行停止申立を行っていた件で、東京地裁が第一審判決の言い渡しまで措置命令の執行停止を発令したと発表しました。

ティーライフ社は、販売する健康茶「メタボメ茶」の同梱冊子の表記が景表法違反であるとして、今年3月に措置命令を受けていました。